

事務所だより

第118号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

年金生活者支援給付金（第二回）

消費税一〇％増税と同時期に支給開始予定の『年金生活者支援給付金』をご存知でしょうか。五月から複数回にわたって、『年金生活者支援給付金』についてご紹介いたします。

老齢給付金

老齢年金を合わせても所得の額が一定の基準を下回る方に対し、老齢年金生活者支援給付金に上乗せして支給されるものです。この給付金は年金とはまったく異なるもので、次の要件のいずれにも該当する方に支給されることとなっています。

【支給要件】

- ①. 六五歳以上で老齢基礎年金の受給者
旧法の老齢年金、旧共済各法の退職年金等を含みます。
振替加算のみの老齢基礎年金は除きます。
- ②. 前年（※一）の公的年金等の収入金額とその他の所得

【給付額】

次の①と②の合計額が支給されます。

- ①. 保険料納付済期間に基づく額（月額）
＝ 5,000円（※三）× 保険料納付済期間（月数）/ 480月
- ②. 保険料免除期間に基づく額（月額）
＝ 約10,800円（※四）× 保険料免除期間（月数）/ 480月

（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金の満額相当（七十七万九三〇〇円（※二））以下であること。
③. 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること。

【給付額の一例】

保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 （月額）	老齢基礎年金額 （月額）	老齢基礎年金額 ＋給付金額（月額）
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



次のいずれかに該当するときは、支給されません。
一、日本国内に住所を有しないとき。
二、老齢基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。
三、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

補足的な老齢給付金

老齢給付金の【支給要件】のうち、所得要件（支給要件の②）を満たさない方で、前年の公的年金等の収入額とその他の所得との合計額が八十七万九三〇〇円（※五）までの方に対して、老齢年金生活者支援給付金を受給する方と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付（補足的な老齢年金生活者支援給付金）が支給されることとなっています。

なお、老齢給付金と同じく次のいずれかに該当するとき

は、支給されません。

一、日本国内に住所を有しないとき。

二、老齢基礎年金の全額につきその支給が停止されているとき。

三、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき

次回は、障害・遺族給付金の種類ごとの支給要件と不支給事由について掲載いたします。

（※一）

一月から七月分の給付金については前々年となる。

（※二）

毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定される。

平成三十一年度は七十九、三〇〇円。

（※三）

毎年度、物価変動に応じて改定される。

平成三十一年度は五千元。

（※四）

老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約五、四〇〇円）

（※五）

平成三十一年度は八七九、三〇〇円。

自動車事故と事業者責任

自動車やバイクを運転される方で、突然の雨に見舞われて視界が悪化したり、雨音で外部音が遮断されたような経験はありませんか。バイクの場合には、スリップ等で横転する危険もあります。また、これからの時期は、“ゲリラ豪雨”に見舞われることがあるかもしれません。

どの事業者も、従業員が仕事や通勤で自動車やバイクを運転する場合、事故が起こった場合の事業者の負う責任については、想定しておられることでしょうか。

では、どのような場合に事業者の責任が問われるのでしょうか。

★事業者の責任

従業員が社有車で業務中に起こした事故は、事業者や管理者が運行供用者になり、使用者責任を負うことになります。また、従業員が無断で社有車を運転して起こした事故についても、運転までの経緯や業務との関連性、どの程度日常的に使用しているのか、など総合的に判断されます。

業務にマイカーを使用することを認めている、あるいは

黙認している場合も、社有車を使用していることと判断され、事業者や管理者が運行供用者になり、使用者責任を問われることとなります。

マイカー通勤の事故では、マイカー通勤を前提に通勤手当を支給する等、事業者がマイカー通勤を推奨している場合には、責任が発生する可能性があります。

★事故を起こさない

業務のために自動車やバイクを運転する従業員に対して、日頃から安全運転に関する研修・教育をしておられる事業者は多いことでしょうか。

一度も安全運転に関する研修・教育をしたことがない事業者は、ぜひ月ごとや季節ごとにテーマを設けて研修・教育を行ってみてください。うちの事業所の従業員は無事故・無違反だから大丈夫、と信頼されることは大切です。安全運転の再確認となるのでは

いでしょ。うか。

育児休業の取得率

「平成30年度雇用均等基本調査（速報版）」より、

厚生労働省がまとめた「平成30年度雇用均等基本調査（速報版）」の結果から、育児休業取得者割合に着目します。

☆調査の概要

平成30年10月1日現在の状況について、平成30年10月1日から10月31日までの間に実施されました。調査は、厚生労働省雇用環境・均等局から全国の常用労働者五人以上を雇用している民間事業所のうち、産業・規模別に層化して抽出した事業所に対して郵送により調査票を配布し、郵送またはオンラインにより回収する方法で行

(図) 過去10年度の育児休業取得率(%)

	女性	男性
H20	90.6	1.23
H21	85.6	1.72
H22	83.7	1.38
H23	87.8	2.63
H24	83.6	1.89
H25	83.0	2.03
H26	86.6	2.30
H27	81.5	2.65
H28	81.8	3.16
H29	83.2	5.14
H30	82.2	6.16

《平成30年度雇用均等基本調査（速報版）より》

われています。

なお、調査対象事業所数は六一三二で有効回答数は三七九五、有効回答率は六一・九%でした。

☆調査結果

平成30年度の育児休業取得者の割合は、女性は八二・二%（対前年度比一・〇ポイント低下）、男性は六・一六%（対前年度比一・〇二ポイント上昇）となりました。

過去一〇年間の推移（図参照）からみると、女性の育児休業取得率は低下しています。

男性の育児休業取得率は微増で、男性の積極的な育児休業取得を可能にする社会ではないことが窺われます。

六月の労務手続 「提出先・納付先」

一日（～七月一日）

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出
「都道府県労働局または労働基準監督署」
一日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

七月一日

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

編集後記

老齢年金受給者の就労による年金調整を廃止する方向、との報道がありました。

今後、年金受給開始年齢が高くなり、受給者数が減少することを見過越しての廃止論でしょうか。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com